

地区長の任期と職務

1. 会員名簿に記載されている地区長の選出と任期、職務

第 11 条 規約に違反し、役員としての体面を汚す行為があったときは総会決議により解任することができる。

(地区長・班長)

第 12 条 (1) 本会の運営の円滑化のため、本会の全域を地区に分割し、各地区毎に地区長 1 名を選出し、地区内各ブロック毎に班長 1 名を選出する。

(2) 地区長、班長の選出方法、任期、職務、会議等については別途細則にて定める。

第 4 章 会 議

第 7 条 (地区長、班長の選出方法、職務、任期等)

(1) 本会の全域を27地区に分割し、各地区毎に地区長 1 名を、又、夫々地区内各ブロック毎に班長 1 名を選出する。

(2) 地区長、班長とも全員参加の趣旨から選出は原則として輪番制とする。

(3) 原則として、地区長の任期は 1 年とし、班長の任期は半年とする。

(4) (イ)地区長は担当地区内の各班を統括し、連絡文書、広報誌の配分、担当各班の連絡にあたる。又、地区長は運営管理部門および生活環境部門の各部の委員を互選により兼任し、自治会事業遂行に協力する。更に合同会議に出席して、会の運営に関する重要事項の審議、併せて総会の議案を事前に審議する。

(ロ)必要に応じて担当区域内の班長会議を開催して、職務の円滑運営を図る。

(5) 班長は担当区域内の会員を統括し、地区長と協力して会の運営および各部の事業遂行に協力する。又、担当班内会員の各戸に対し、広報誌・連絡文書の配布回覧等のほか、会費の徴収および赤十字募金活動等の徴収に協力する。

第 8 条 (会 議)

2. 現状

- ① 27地区(現状は26地区)の約3分の2の地区が任期を半年として運用。
- ② 地区長の職務として運営管理部門、生活環境部門各部の委員を兼任している例はほとんどない。

3. 検討課題

- ① 任期を規約にある原則1年の運用を守ること
- ② 職務を運営管理部門、生活環境部門各部の委員を兼任すること

4. 今後の進め方

- ① 各地区へ持ち帰り、任期1年の運用ができないか検討、不可の場合は理由を明確にする
相談場所には自治会館をご利用ください。午前、午後、夜間の利用可。
(ご予約は☎045-784-4447 月～土の9時～12時)
- ② 各部委員の兼務の案については役員会で具体化を検討し、合同会議へ提案する

以上